特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表（その1）

区分　第1類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高いもの。
第2類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、第1類物質に該当しないもの。（オーラミン等：尿路系器官にがん等の腫瘍を発生するおそれのある物質。 特定第2類物質：特に漏洩に留意すべき物質。特別有機溶剤等：有機則との関連があるもの。 管理第2類物質：それ以外の物質。）
第3類物質：大量漏洩により急性中毒を引き起こす物質。 第3類物質等：特定化学設備に該当する物質。
特別管理物質：がん原性物質又はその疑いのある物質

法令		区分									労働安全衛生法						特定化学物質障害予防規則																																
			特定化学物質								55	56	57	59	67		3	4			5			7	9～12				12の2	第4章	24	27	36		36の2			37	38	38の2	38の3	38の4	第5章の2	39・40			42	53
令区分	規制内容／物質名	禁止物質	第1類物質	第2類物質 特定第2類物質	オーラミン等	管理第2類物質	特別有機溶剤等	第3類物質	第3類物質等	特別管理物質	製造等の禁止	製造の許可	表示	雇入れ時の教育	健康管理手帳 対象	要件	第1類物質の取扱い設備	特定第２類物質等の製造等に係る設備 密閉式	局排	プッシュプル	特定第２類物質又は管理第２類物質に係る設備 密閉式	局排	プッシュプル	局排の性能	用後処理装置の設備 除じん	排ガス	排液	残さい物処理	ぼろ等の処理	漏えいの防止	立入り禁止の措置	作業主任者の選任	作業環境測定 実施	記録の保存	作業環境測定の結果の評価 実施	記録の保存	管理濃度	休憩室	洗浄設備	喫煙等の禁止	掲示	作業記録	特別規定	健康診断 雇入れ、定期	配転後	記録の保存	緊急診断	記録の報告
1	黄りんマッチ	○									○																																					
2	ベンジジン及びその塩	○									○				○	3ケ月																												○	○	5		
3	四-アミノジフェニル及びその塩	○									○																																	○		5		
4	石綿	○									○	注6	注6		○	注6	石綿障害予防規則の規制による																															
5	四-ニトロジフェニル及びその塩	○									○																																	○		5		
6	ビス（クロロメチル）エーテル	○									○				○	3年																												○	○	5		
7	ベータ・ナフチルアミン及びその塩	○									○				○	3ケ月																												○	○	5		
8	ベンゼンゴムのり	○									○																																					
1	ジクロルベンジジン及びその塩		○							○		○	○	○			○							制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
2	アルファ・ナフチルアミン及びその塩		○							○		○	○	○			○							制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
3	塩素化ビフェニル（PCB）		○									○	○	○			○							0.01mg	○				○		○	○	○	3	○	3	0.01mg/m^3	○	○	○			○	○		5	○	
4	オルト-トリジン及びその塩		○							○		○	○	○			○							制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
5	ジアニシジン及びその塩		○							○		○	○	○	○	3ケ月	○							制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
6	ベリリウム及びその化合物		○							○		○	○	○	○	注4	○							0.001mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.001mg/m^3	○	○	○	○	○		○※	○	30	○	○
7	ベンゾトリクロリド		○							○		○	○	○	○	3年	○							0.05cm^3					○		○	○	○	30	○	30	0.05ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
1	アクリルアミド			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○□	0.1mg	○				○	○	○	○	○	3	○	3	0.1mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
2	アクリロニトリル			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○□	2cm^3					○	○	○	○	○	3	○	3	2ppm	○	○	○				○		5	○	
3	アルキル水銀化合物					○							○	○							○	○	○□	0.01mg			○	○	○		○	○	○	3	○	3	0.01mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
3の2	インジウム化合物					○				○			○	○							○	○	○□	制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	○
3の3	エチルベンゼン						○			○			○	○			有機則の準用												○		○	○有	○	30	○	30	20ppm	○	○	○	○	○	○有	○	○	30	○	○
4	エチレンイミン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○□	0.05cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	0.05ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
5	エチレンオキシド			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○□	1.8mg又は1cm3					○	○	○	○	○	30	○	30	1ppm	○	○	○	○	○	○	注7		5	○	○
6	塩化ビニル			○					○	○			○	○	○	4年		○	△	△	○	○	○□	2cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	2ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
7	塩素			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○□	0.5cm^3					○	○	○	○	○	3	○	3	0.5ppm	○	○	○				○		5	○	
8	オーラミン				○					○			○	○				○	△	△				制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
8の2	オルト-トルイジン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○□	1cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	1ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
9	オルト-フタロジニトリル					○							○	○							○	○	○□	0.01mg	○				○		○	○	○	3	○	3	0.01mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
10	カドミウム及びその化合物					○							○	○							○	○	○□	0.05mg	○				○		○	○	○	3	○	3	0.05mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
11	クロム酸及びその塩					○				○			○	○	○	4年					○	○	○□	0.05mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.05mg/m^3	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
11の2	クロロホルム						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	3ppm		○		○	○	○有	○		30	○	○
12	クロロメチルメチルエーテル			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○□	制					○	○	○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
13	五酸化バナジウム					○							○	○							○	○	○□	0.03mg	○				○		○	○	○	3	○	3	0.03mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
13の2	コバルト及びその無機化合物					○				○			○	○							○	○	○□	0.02mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.02mg/m^3	○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	○
14	コールタール					○				○			○	○	○	5年					○	○	○□	0.2mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.2mg/m^{3}可溶成分として	○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	○
15	酸化プロピレン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○□	2cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	2ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
15の2	三酸化二アンチモン					○				○			○	○							○	○	○□	0.1mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.1mg/m^3	○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	○
16	シアン化カリウム					○							○	○							○	○	○□	3mg	○		○		○		○	○	○	3	○	3	3mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
17	シアン化水素			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○□	3cm^3					○	○	○	○	○	3	○	3	3ppm	○	○	○			○	○		5	○	
18	シアン化ナトリウム					○							○	○							○	○	○□	3mg	○		○		○		○	○	○	3	○	3	3mg/m^3	○	○	○				○		5	○	

特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表（その2）

法令		区分									労働安全衛生法						特定化学物質障害予防規則																															
											55	56	57	59	67		3	4			5			7	9～12				12の2	第4章	24	27	36		36の2			37	38	38の2	38の3	38の4	第5章の2	39・40			42	53
	規制内容		特定化学物質	第２類物質											健康管理手帳			特定第２類物質等の製造等に係る設備			特定第２類物質又は管理第２類物質に係る設備				用後処理装置の設備								作業環境測定		作業環境測定の結果の評価									健康診断				
令区分	物質名	禁止物質	第１類物質	特定第２類物質	オーラミン等	管理第２類物質	特別有機溶剤等	第３類物質	第３類物質等	特別管理物質	製造等の禁止	製造の許可	表示	雇入れ時の教育	対象	要件	第１類物質の取扱い設備	密閉式	局排	プッシュプル	密閉式	局排	プッシュプル	局排の性能	除じん	排ガス	排液	残さい物処理	ぼろ等の処理	漏えいの防止	立入り禁止の措置	作業主任者の選任	実施	記録の保存	実施	記録の保存	管理濃度	休憩室	洗浄設備	喫煙等の禁止	掲示	作業記録	特別規定	雇入、定期	配転後	記録の保存	緊急診断	記録の報告
18の2	四塩化炭素						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	5ppm		○		○	○	○有	○		30	○	○
18の3	1，4－ジオキサン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	10ppm		○		○	○	○有	○		30	○	○
18の4	1,2–ジクロロエタン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	10ppm		○		○	○	○有	○		30	○	○
19	3･3'-ジクロロ-4･4'–ジアミノジフェニルメタン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	0.005mg	○				○	○	○	○	○	30	○	30	0.005mg/m^3	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
19の2	1,2–ジクロロプロパン						○			○			○	○	○	2年	有機則の準用												○		○	○有	○	30	○	30	1ppm	○	○	○	○	○	○有	○	○	30	○	○
19の3	ジクロロメタン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	50ppm		○		○	○	○有	○	○△	30	○	○
19の4	ジメチル–2,2–ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	0.1mg					○	○	○	○	○	30	○	30	0.1mg/m^3	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
19の5	1･1-ジメチルヒドラジン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	0.01cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	0.01ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
20	臭化メチル			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	1cm^3					○	○	○	○	○	3	○	3	1ppm	○	○	○			○	○		5	○	
21	重クロム酸及びその塩					○				○			○	○	○	4年					○	○	○	0.05mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.05mg/m^3	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
22	水銀及びその無機化合物					○							○	○							○	○	○	0.025mg	○				○		○	○	○	3	○	3	0.025mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
22の2	スチレン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	20ppm		○		○	○	○有	○		30	○	○
22の3	1，1，2，2－テトラクロロエタン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	1ppm		○		○	○	○有	○		30	○	○
22の4	テトラクロロエチレン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	25ppm		○		○	○	○有	○		30	○	○
22の5	トリクロロエチレン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	10ppm		○		○	○	○有	○		30	○	○
23	トリレンジイソシアネート			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	0.005cm^3					○	○	○	○	○	3	○	3	0.005ppm	○	○	○				○		5	○	
23の2	ナフタレン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	10cm^3	○				○	○	○	○	○	30	○	30	10ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
23の3	ニッケル化合物					○				○			○	○							○	○	○	0.1mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.1mg/m^3	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
24	ニッケルカルボニル			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	0.007mg又は0.001cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	0.001ppm	○	○	○	○	○		○※	○	30	○	○
25	ニトログリコール					○							○	○							○	○	○	0.05cm^3					○		○	○	○	3	○	3	0.05ppm	○	○	○			○	○		5	○	
26	パラージメチルアミノアゾベンゼン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	制	○				○	○	○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
27	パラ–ニトロクロルベンゼン			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	0.6mg	○				○	○	○	○	○	3	○	3	0.6mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
27の2	砒素及びその化合物					○				○			○	○	○	5年					○	○	○	0.003mg	○				○		○	○	○	30	○	30	0.003mg/m^3	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
28	弗化水素			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	0.5cm^3		○			○	○	○	○	○	3	○	3	0.5ppm	○	○	○				○		5	○	
29	ベータ-プロピオラクトン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	0.5cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	0.5ppm	○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
30	ベンゼン			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	1cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	1ppm	○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	○
31	ペンタクロルフェノール及びそのナトリウム塩					○							○	○							○	○	○	0.5mg	○		○		○		○	○	○	3	○	3	0.5mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
31の2	ホルムアルデヒド			○					○	○			○	○				○	△	△	○	○	○	0.1cm^3					○	○	○	○	○	30	○	30	0.1ppm	○	○	○	○	○	○	注7		5	○	○
32	マゼンタ				○					○			○	○				○	△	△				制	○				○		○	○	○	30				○	○	○	○	○		○	○	30	○	○
33	マンガン及びその化合物					○							○	○							○	○	○	0.05mg	○				○		○	○	○	3	○	3	0.05mg/m^3	○	○	○				○		5	○	
33の2	メチルイソブチルケトン						○			○			○	○			有機則の準用															○有	○	30	○	30	20ppm		○		○	○	○有	○		30	○	○
34	沃化メチル			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	2cm^3					○	○	○	○	○	3	○	3	2ppm	○	○	○				○		5	○	
34の2	溶接ヒューム					○								○							全体換気								○		○	○						○	○	○				○		5	○	
34の3	リフラクトリーセラミックファイバー					○				○			○	○							○	○	○	0.3本/cm^3	○				○		○	○	○	30	○	30	0.3本/cm^3	○	○	○	○	○	○	○	○	30	○	○
35	硫化水素			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	1cm^3		○			○	○	○	○	○	3	○	3	1ppm	○	○	○				○		5	○	
36	硫酸ジメチル			○					○				○	○				○	△	△	○	○	○	0.1cm^3		○			○	○	○	○	○	3	○	3	0.1ppm	○	○	○				○		5	○	
1	アンモニア							○	○				○	○															○	○	○	○															○	
2	一酸化炭素							○	○				○	○															○	○	○	○															○	
3	塩化水素							○	○				○	○													○		○	○	○	○															○	
4	硝酸							○	○				○	○													○		○	○	○	○															○	
5	二酸化硫黄							○	○				○	○															○	○	○	○															○	
6	フェノール							○	○				○	○															○	○	○	○															○	
7	ホスゲン							○	○				○	○															○	○	○	○															○	
8	硫酸							○	○				○	○													○		○	○	○	○															○	

特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表（その3）

令区分	物質名	禁止物質	特定化学物質 第1類物質	第2類物質 特定第2類物質	第2類物質 オーラミン等	第2類物質 管理第2類物質	第2類物質 特別有機溶剤等	第3類物質	第3類物質等	特別管理物質	労働安全衛生法 55 製造等の禁止	56 製造の許可	57 表示	59 雇入れ時の教育	67 健康管理手帳 対象	67 健康管理手帳 要件	特定化学物質障害予防規則 3 第1類物質の取扱い設備	4 特定第2類物質等の製造等に係る設備 密閉式	4 局排	4 プッシュプル	5 特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備 密閉式	5 局排	5 プッシュプル	7 局排の性能	9〜12 用後処理装置の設備 除じん	9〜12 排ガス	9〜12 排液	9〜12 残さい物処理	12の2 ぼろ等の処理	第4章 漏えいの防止	24 立入り禁止の措置	27 作業主任者の選任	36 作業環境測定 実施	36 記録の保存	36の2 作業環境測定の結果の評価 実施	36の2 記録の保存	36の2 管理濃度	37 休憩室	38 洗浄設備	38の2 喫煙等の禁止	38の3 掲示	38の4 作業記録	第5章の2 特別規定	39・40 健康診断 雇入れ、定期	39・40 配転後	39・40 記録の保存	42 緊急診断	53 記録の報告
その他	アクロレイン												○	○												○																						
	硫化ナトリウム												○	○													○																					
	1･3-ブタジエン												○	○							◆	◆	◆	制																	◆	◆	◆					◆
	1･4-ジクロロ-2-ブテン												○	○							◆	◆	◆	0.005cm^3																	◆	◆	◆					◆
	硫酸ジエチル												○	○							◆	◆	◆	制																	◆	◆	◆					◆
	1･3-プロパンスルトン												○	○				◆											◆	一部◆	◆										◆	◆	◆					◆

本表及び下記注では特定化学物質予防規則→特化則、有機溶剤中毒予防規則→有機則と略記しています。

注 1「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数値は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。19の2「1,2−ジクロロプロパン」は屋内作業場等における印刷機他設備の清掃業務に2年以上従事。

2「局排の性能」の欄中、数値は「厚生労働大臣が定める値」（空気1m^3当たりに占める重量、容積）を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、ガス状の物質は制御風速0.5m/sec、粒子状の物質は1.0m/secである。（リフラクトリーセラミックファイバーは除く）

3「作業環境測定」及び「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。

4 両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。

5 定期健康診断の〇印は6月以内ごとに1回行う。ただし※印は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。

6 ①製造許可、表示について、(1)石綿分析用試料の石綿、(2)石綿の調査・分析を行う者の教育の用に供される石綿、(3)これらの原材料として使用される石綿であって一定の要件に該当するもの及びこれらの石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用試料等」という。）を、製造、輸入、譲渡、提供及び使用が禁止されている物質から除外し，製造時の厚生労働大臣の許可の対象とする。製造等が可能となることに伴い、法第14条の作業主任者の選任、第65条第１項の作業環境測定の実施及び第66条第2項前段の有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施が必要となる作業等について、石綿分析用試料等を製造する作業等を加える。石綿分析用試料等の譲渡及び提供が可能となることに伴い、法第57条第１項の化学物質等の名称等の表示、第57条の２第１項の化学物質等の名称等の通知及び第57条の３第１項の危険性又は有害性等の調査を行わなければならない化学物質等として、石綿分析用試料等を追加する（裾切値は0.1%）。
②健康手帳について、(1)両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること（これについては、石綿を製造し、又は取り扱う業務以外のの周辺業務の場合も含む。）(2)石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の貼り付け、補修、除去の作業、石綿等の吹き付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破砕等の作業に1年以上従事した経験を有し、かつ初めて石綿等の粉じんにばく露した日から10年以上経験していること。(3)石綿等を取り扱う作業（(2)の作業を除く）に10年以上従事した経験を有していること、等のいずれかに該当すること。
23ページ参照

7 のエチレンオキシド、ホルムアルデヒドについては、特化則健康診断はないが、安衛則第45条に基づき一般定期健康診断を6月以内ごとに1回行う必要がある。

8 ◆は該当条文と同様の内容を特別規定（特化則第38条17〜第38条の19）で定めていることを示す。

9 △：特定化学物質障害予防規則第4条では、該当物質を製造する設備は密閉式の構造とし、労働者に取り扱わせる場合は遠隔室での遠隔操作としなければならないとなっているが、製造する該当物質を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業において前述の措置が困難で、該当物質が労働者の身体に直接接触しない方法により行う場合に限っての措置。

10 作業主任者の選任にある「〇有」は有機溶剤作業主任者技能講習修了者から選任する必要があることの意味です。

11 作業環境測定、作業環境測定の結果の評価、健康診断の欄にある「有〇」は有機則の準用規定によることを示している。

12 特別有機溶剤等又は有機溶剤の含有量が5%を超えるものは、特別有機溶剤を含む混合有機溶剤としての測定評価（管理区分決定）を行います。

13 ジクロロメタンの配転後の健康診断（〇△）は有機溶剤業務のうち洗浄・払拭業務に限る。

14 エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1・4−ジオキサン、1・2−ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1・1・2・2−テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン、コバルト及びその無機化合物、酸化プロピレン、1・2−ジクロロプロパン、ジメチル−2・2−ジクロロビニルホスフェイト、ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバー、三酸化二アンチモンは、作業の種類によって適用除外の規定がある。